



熊本県公報

第13294号
令和5年(2023年)
12月26日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○道路の供用開始	(") 2
○熊本県資源管理方針の改正	(水産振興課) 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 8
○道路の供用開始	(") 9
○身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく身体障害者 手帳の交付に係る診断を行う医師の指定等	(障がい者支援課) 9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の 変更	(") 9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の 指定	(") 9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の 指定	(") 10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の 変更	(") 10
○保安林の指定に関する所在不分明	(森林保全課) 10
公 告	
○公共測量の実施	(監理課) 10
○公共測量の実施	(") 11
○公共測量の実施	(") 11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(") 11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(") 11
○農用地利用集積等促進計画の認可	(農地・担い手支援課) 12
○農用地利用集積等促進計画の認可	(") 13
登 載 依 頼	
○県立学校体育館用液晶レーザープロジェクター調達業務に係 る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育政策課) 13
○県立学校体育館用液晶レーザープロジェクター調達業務に係 る一般競争入札の実施	(") 14
○熊本県立学校スキャナ等調達業務に係る一般競争入札に参加 する者に必要な資格等	(") 18
○熊本県立学校スキャナ等調達業務に係る一般競争入札の実施	(") 19
○熊本県文化振興審議会の開催	(文化振興審議会) 23
○運転者管理システム及び免許台帳ファイリングシステムの共 通基盤移行業務委託に係る随意契約の相手方の決定	(警察本部運転免許課) 23
○運転免許申請自動受付機の賃貸借に係る一般競争入札の参加 資格等	(") 23
○運転免許申請自動受付機の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(") 24

告 示

熊本県告示第922号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和5年(2023年)12月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町葉木 4602番5地先から 同所 4387番地先まで	前	4.4 ～ 11.9	379.1	迂回路 の設置
			後	4.4 ～ 11.9	379.1	
				5.0 ～ 18.0	342.0	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)12月26日

熊本県告示第923号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)12月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町中谷い字迫尻 10764番1地先から 八代市坂本町坂本字片岩山 1112番地先まで	75.7	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)12月26日

熊本県告示第924号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定により令和2年(2020年)11月30日熊本県告示第872号の2(熊本県資源管理方針)の一部を次のように改正する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第8中「別紙1-6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」を「別紙1-8 うるめいわし対馬暖流系群」に、「別紙2」を「別紙2-1 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」から「別紙2-20 まだこ熊本県海域」に改める。

別紙に次のように加える。

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県かたくちいわし知事管理区分(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

② の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

ウ 敷き網漁業

エ 定置漁業

オ 機船船びき網漁業

カ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等
 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県かたくちいわし知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数（定置漁業においては、漁具の数））
中型まき網漁業	10
小型まき網漁業	11
敷き網漁業	60
定置漁業	2
機船船びき網漁業	116

また、かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項
 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-8）

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県うるめいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

ウ 敷き網漁業

エ 定置漁業

オ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県うるめいわし知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数（定置漁業においては、漁具の数））
中型まき網漁業	10
小型まき網漁業	11
敷き網漁業	60
定置漁業	2
機船船びき網漁業	116

第5 その他資源管理に関する重要事項
 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙2-1）

- 第1 水産資源とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
- 第2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚量を令和14年(2032年)までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、この資源管理の方向性は国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙2-2)

- 第1 水産資源とらめ日本海中西部・東シナ海系群
- 第2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚量を令和14年(2032年)までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、この資源管理の方向性は国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙2-3)

- 第1 水産資源とぶり
- 第2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚量を令和14年(2032年)までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、この資源管理の方向性は国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙2-4)

- 第1 水産資源まだい日本海西部・東シナ海系群
- 第2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚量を令和14年(2032年)までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、この資源管理の方向性は国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙2-5)

- 第1 水産資源きだい日本海・東シナ海系群
- 第2 資源管理の方向性
国が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この

- 資源管理の方向性は国が行う資源評価を踏まえて、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められる。また、資源管理に関する事項
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。第124条第1項の協定の締結を促進し、また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
- 第4 加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
- (別紙2-6)
- 第1 水産資源
たちお日本海・東シナ海系群
- 第2 資源管理の方向性
国が行う資源評価において判断される資源水準を令和14年(2022年)までに、中位以上に回復することを目指す。なお、この資源管理の方向性は国が行う資源評価を踏まえて、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。第124条第1項の協定の締結を促進し、また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
- 第4 加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
- (別紙2-7)
- 第1 水産資源
あさり熊本県海域
- 第2 資源管理の方向性
県が行う資源評価において判断される資源水準を令和14年(2022年)までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。第124条第1項の協定の締結を促進し、また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
- 第4 加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
- (別紙2-8)
- 第1 水産資源
いせえび熊本県海域
- 第2 資源管理の方向性
県が行う資源評価において判断される資源水準を令和14年(2022年)までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。第124条第1項の協定の締結を促進し、また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
- 第4 加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
- (別紙2-9)
- 第1 水産資源
いとより類熊本県海域
- 第2 資源管理の方向性
県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
 また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、
 認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の
 実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
 加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上す
 るように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし
(別紙2-10)

第1 水産資源

えそ類熊本県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和14年(2032年)までに、中位
 以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、
 その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
 また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、
 認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の
 実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
 加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上す
 るように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし
(別紙2-11)

第1 水産資源

まがれい熊本県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国に
 よる資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管
 理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
 また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、
 認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の
 実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
 加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上す
 るように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし
(別紙2-12)

第1 水産資源

かわはぎ熊本県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和14年(2032年)までに、中位
 以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、
 その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
 また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、
 認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の
 実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
 加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上す
 るように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし
(別紙2-13)

第1 水産資源

きびなご熊本県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国に
 よる資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管
 理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
 また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、
 認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の
 実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙2-14)

第1 水産資源
このしる熊本県海域

第2 資源管理の方向性
県が行う資源評価において判断される資源水準を令和14年(2032年)までに、中位以上の回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙2-15)

第1 水産資源
しらす熊本県海域(熊本県海域で漁獲されるいわし類のうち、体色が銀色のもの以外のものであること)をいう。

第2 資源管理の方向性
県が行う資源評価において判断される資源水準を令和14年(2032年)までに、中位以上の回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙2-16)

第1 水産資源
すずき熊本県海域

第2 資源管理の方向性
県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

(別紙2-17)

第1 水産資源
そうだがつお類(まるそうだ及びひらそうだ)熊本県海域

第2 資源管理の方向性
県が行う資源評価において判断される資源水準を令和14年(2032年)までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし
 (別紙2-18)
 第1 水産資源
 はも熊本県海域
 第2 資源管理の方向性
 県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。
 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
 また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
 加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし
 (別紙2-19)
 第1 水産資源
 ひらあじ類熊本県海域
 第2 資源管理の方向性
 県が行う資源評価において判断される資源水準を令和14年(2022年)までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。
 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
 また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
 加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし
 (別紙2-20)
 第1 水産資源
 まだこ熊本県海域
 第2 資源管理の方向性
 県が行う資源評価において判断される資源水準を令和14年(2022年)までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。
 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。
 また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
 加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。
 第4 その他資源管理に関する重要事項

熊本県告示第925号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)12月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字福富字打出宅地 同所	50.7	単県街路改良

		731番1地先まで	
2	供用を開始する期日	令和5年(2023年)12月26日	

熊本県告示第926号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)12月26日から60日間、熊本県土木道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字福富字打出宅地 721番4地先から 上益城郡益城町大字福富字前畑 811番4地先まで	60.3	交通安全対策

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)12月26日

熊本県告示第927号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
消化器外科	高城 克暢	地方独立行政法人くまもと県北病院 玉名市玉名550番地	令和5年(2023年) 11月30日
泌尿器科	杉山 豊	医療法人社団永寿会天草第一病院 天草市今釜新町3413番地6	令和5年(2023年) 11月30日

熊本県告示第928号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

(育成医療・更生医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
荒尾市立有明医療センター	医療機関の名称	荒尾市民病院	荒尾市立有明医療センター	令和5年(2023年)10月1日

熊本県告示第929号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療	指定更新年月日
(有)江上薬局グリーン・ファーマシイ 山鹿市山鹿1842-18	調剤	令和5年(2023年) 12月1日
新生堂薬局 益城惣領店	調剤	令和5年(2023年)

上益城郡益城町大字惣領1539-3		12月1日
エーピー薬局 天草市亀場町亀川1693番地2	調剤	令和5年(2023年) 12月1日

熊本県告示第930号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の 名称及び所在地	担当する医療 の種類	指定年月日
なまず調剤薬局 上益城郡嘉島町鯉1898-5	調剤	令和5年(2023年)1 2月1日

熊本県告示第931号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

(育成医療・更生医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局宇土店	医療機関の名称	さくら調剤薬局 宇土店	さくら薬局宇土店	令和元年(2019 年)9月1日

熊本県告示第932号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を阿蘇市役所に掲示する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

黒木 佐太郎、草尾 美壽、坂梨 従美、西島 慶作、早瀬 末記、平野 マヨ、吉良 子一郎、灰瀬 松江、上田 謙吉、鎌倉 喜伊太郎、中川 香、中川 信太郎、中川 市太郎、前原 時知、佐藤 忠雄、宮川 正知、中川 郡太郎

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定の通知があったこと。
- (2) 保安林の指定の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和5年(2023年)11月7日付け農林水産省告示第1485号による。

公 告

熊本県公告第801号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空レーザ測深、3級水準測量）	令和5年(2023年) 11月29日から 令和6年(2024年) 2月29日まで	熊本市、嘉島町、御船町、甲佐町、美里町

熊本県公告第802号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（航空レーザ測深）	令和5年（2023年） 12月5日から 令和6年（2024年） 2月29日まで	熊本市

熊本県公告第803号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量）	令和5年（2023年） 12月16日から 令和6年（2024年） 1月31日まで	荒尾市大島

熊本県公告第804号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町美咲野四丁目1750番3、同1750番4、同1753番3、同1753番4、同1753番5、同1754番2、同1755番2及び同1784番4
3,455.97平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区馬渡二丁目12番35号
株式会社シアーズホーム

熊本県公告第805号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字八津1811番1の一部
369.13平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区出仲間三丁目4番15号O・KハイムII番館105
外村 政弘

熊本県公告第806号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字七ツ石2972番44
1,993.22平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
 株式会社タウン開発

熊本県公告第807号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
谷山 次則	宇土市神馬町	宇土市栗崎町字上竹32番1ほか2筆
株式会社アグリ津奈木	葦北郡津奈木町千代	葦北郡津奈木町大字津奈木字日野田270番1ほか17筆
桑原 利典	球磨郡あさぎり町岡原南	球磨郡多良木町大字奥野字上畑中943番1ほか1筆
山崎 恵太	球磨郡あさぎり町岡原南	球磨郡あさぎり町岡原南字永ノ原1450番1ほか1筆
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡あさぎり町深田西字高原1810番1
小見田 裕史	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字野中田557番
濱崎 健	葦北郡芦北町田浦	水俣市袋字茂道2920番160
笹山 國廣	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町都呂々字多田羅715番1
松本 唯明	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字山下3831番
大仁田 秀雄	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町都呂々字中ノ田91番ほか1筆
戸北 優	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟三番割3394番2
森田 俊幸	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字西原905番2
立石 剛啓	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町富岡字丸山2178番1
大仁田 繁利	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町内田字柿ノ本234番1
大仁田 繁利	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟式番割3370番2
大仁田 繁利	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字德行533番1
小野 伸也	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟三番割3388番1ほか1筆
小野 伸也	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟式番割3384番4ほか1筆
小野 伸也	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町白木尾字馬養543番1ほか3筆
小野 伸也	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟式番割3383番5ほか6筆
上田 俊継	菊池郡大津町町	菊池郡大津町大字町字田地489番
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字犬渕字居屋敷312番1
水田 伸洋	上益城郡山都町麻山	上益城郡山都町麻山字前田174番ほか20筆
農事組合法人たおの	上益城郡山都町田小野	上益城郡山都町田小野字鹿生野64番2ほか2筆
農事組合法人たおの	上益城郡山都町田小野	上益城郡山都町田小野字下川原125番1ほか10筆
坂口 ミヨ子	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字野里原2176番9

		4ほか5筆
合同会社タハラ ファーム	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上西字幸ヶ鶴241番
中村 竜郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上西字本町160番
中村 竜郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字岩野3番16ほか 5筆
田口 英一郎	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字佐土原2230番 2ほか2筆
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字京出1671番ほ か1筆
平川 雅智	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡錦町大字西字橋ノ口95番ほか2筆
尾方 幸治	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字赤崩542番26ほか 1筆
田中 繁幸	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字平岩77番1ほか7 筆

2 認可年月日
令和5年(2023年)12月19日

熊本県公告第808号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
井副 祐二	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町野津字南神太夫2225番1 ほか1筆
農事組合法人肥 の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字壱八番割635番1ほ か12筆
農事組合法人肥 の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参四番割1281番1
農事組合法人肥 の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字弐壱番割758番1ほ か1筆
農事組合法人肥 の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参七番割1402番ほ か2筆
依 幸一	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参七番割1402番ほ か2筆
農事組合法人肥 の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参七番割1401番2
農事組合法人ア グリ鹿島	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町島地字七番割747番ほか6 筆
古川 太治	八代郡氷川町若洲	八代郡氷川町網道字四七番割749番ほか 3筆
濱田 洋輔	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町網道字八壱番割1363番1 ほか4筆

2 認可年月日
令和5年(2023年)12月19日

登載依頼

熊本県教育委員会告示第22号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される特定契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和5年（2023年）12月26日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 競争入札に付する事項
- 2 入札参加資格
 - 1 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有する者と決まされた者うち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
 - 2 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 - 2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格を審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年（2024年）1月18日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第30号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）12月26日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量

液晶レーザープロジェクター 発注仕様書のとおり
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県教育庁教育政策課総務・法制班（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2674
ファックス番号 096-384-1509
 - (3) 調達物品の仕様等

発注仕様書による。
 - (4) 納入期限

令和6年（2024年）3月28日（木）
 - (5) 納入場所

済々黌高等学校（熊本県熊本市区黒髪2丁目22-1）ほか74箇所
 - (6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかにつき、4（3）アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (4) 提出先
1 (2) の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)1月25日(木)午後5時までの受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月6日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月5日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和6年(2024年)2月6日(火) 午前10時
(イ) 場所 1 (2) の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月5日(月)(必着)までに1 (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在申」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において記名を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合による入札と認められる入札
キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (2) の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。

- ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)イ(ア)の日時までとする。
- 1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となすべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
ア 契約保証金を納付する場合
契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関(銀行を除く。)の保証でも可)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
- (ア) 納付期限 5(3)の期限
- (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局
- イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
- b 添付書類
イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券
イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願(書)
- c 提出期限 5(3)の申出期限
- d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、電子入札システムの利用届、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室働き方改革推進班

- 電話番号 096-333-2673
 ファックス番号 096-384-1509
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Liquid crystal laser projector: 79 set

(2) Delivery period:

March 28nd, 2024

(3) Delivery Place:

Kumamoto Prefectural Seiseikou Senior High School, and other 74 place
 2-22-1 Kurokami, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 860-0862,
 Japan, and other 74 place

(4) Date and Place for tender:

Date: February 6th, 2024 10:00am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (7nd floor of Prefectural Government New building)

(5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:

Management and Purchasing Division Treasury Bureau,
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8609 Japan
 Phone: 096-333-2674

(6) Time-limit for tender by mail(Registered only):

Tender must arrive no later than February 5th, 2024

(7) Other:

Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第23号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年（2023年）12月26日

熊本県教育長 白石伸一

1 競争入札に付する事項

熊本県立学校スキャナ等調達業務

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年（2024年）1月18日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第31号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)12月26日

熊本県教育長 白石伸一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
スキヤナほか発注仕様書のとおり
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課総務・法制班(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2674
ファックス番号 096-384-1509
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
令和6年(2024年)3月28日(木)
- (5) 納入場所
済々黷高等学校(熊本県熊本市中央区黒髪2丁目22-1)ほか54箇所
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県側の承認を受けた者を除き、紙入札の入札はできない。
アイ登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費等納入に要する一切の費用を含む)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアからエの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)1月18日(木)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合はアの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県教育庁教育政策課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4（2）により取得することの申請書）による。）を受けた者であること。なお、熊本県教育庁教育政策課の審査を受け、本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち、「仕様適合証明願（書）」期間には、公告の日から令和6年（2024年）1月18日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した場合も、3（3）の審査を随時受け付けるが、3（3）の審査の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2（2）から（5）までに定める条件を満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2（5）の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、（1）ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、（1）アに掲げる書類に添付する（1）イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、（1）アに掲げる書類に（1）イに掲げる書類の提出方法等を記入の上、電子入札システムにより提出し、（1）イに掲げる書類は、（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、（1）ア及びイに掲げる書類を書面で（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年（2024年）1月25日（木）午後5時まで

(4) 提出先

1（2）の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1（2）の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）1月25日（木）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1（2）の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）2月6日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年（2024年）2月5日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年（2024年）2月6日（火） 午前11時

(イ) 場所 1（2）の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年（2024年）2月5日（月）（必着）までに1（2）の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1（1）の調達物品の名称

- 及び開札日時を朱書し、中封筒の中に「再入札書」と記入すること。再入札を想定する場合
 合には、別の朱書し、中封筒の中に「再入札書」と記入すること。再入札を想定する場合
 名称を朱書し、中封筒の中に「再入札書」と記入すること。再入札を想定する場合
- (4) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札
 による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(立
 会いは、郵送により入札書を提出した場合等)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うもの
 とする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入
 札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電
 子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け
 たときから再入札通知書に掲げる日、時までに再入札を行うこと。及び書面により入札書
 を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換
 え、変更及び取消しをその落札者の決定を取り消すものとする。また、落札者が無効の入札を行ったこと
 が判明した場合は、その落札資格を有しない者のした入札
 ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 紙入札方式による入札において記名を欠く入札
 エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
 オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 カ 明らかに連合によると認められる入札
 キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は
 2人以上の代理をした者の入札
 ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
 ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置そ
 の他指名の取消事由に該当した者の入札
 シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使
 用して行った入札
 セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれ
 かに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契
 約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。
 ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)イ(ア)の日時までとする。
 1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容につ
 いて事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該
 入札を無効とすることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に
 執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、
 又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)第
 89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を
 行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者
 が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定す
 る。
- (10) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本
 県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した
 日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号

に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関(銀行を除く。)の保証でも可)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、電子入札システムの利用届、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。

熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室働き方改革推進班

電話番号 096-333-2673

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Scanner: 64 set

Personal computers: 64 set

(2) Delivery period:

March 28nd, 2024

(3) Delivery Place:

Kumamoto Prefectural Seiseikou Senior High School, and other 54 place
2-22-1 Kurokami, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 860-0862,
Japan, and other 54 place

(4) Date and Place for tender:

Date: February 6th, 2024 11:00am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

- (7nd floor of Prefectural Government New building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
 Management and Purchasing Division Treasury Bureau,
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8609 Japan
 Phone: 096-333-2674
- (6) Time-limit for tender by mail(Registered only):
 Tender must arrive no later than February 5th, 2024
- (7) Other:
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県文化振興審議会公告第1号

令和5年度(2023年度)熊本県文化振興審議会の会議を次のとおり開催する。
 令和5年(2023年)12月26日

熊本県文化振興審議会

- 1 開催日時
 令和6年(2024年)1月15日(月)
 午後2時から午後4時まで(予定)
- 2 開催場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁 防災センター 3階 306会議室
- 3 議題
 令和5年度(2023年度)県の文化振興施策について(報告)
- 4 傍聴者の定員
 10人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する(傍聴希望の場合は、事前に下記担当課に連絡すること)。
- 6 問合せ先
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県文化振興審議会事務局(熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課)
 (電話096-333-2154)

熊本県警察本部公告第164号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公告する。
 令和5年(2023年)12月26日

熊本県警察本部長 宮内 彰 久

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
 運転者管理システム及び免許台帳ファイリングシステムの共通基盤移行業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 熊本県警察本部交通部運転免許課
 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 令和5年(2023年)11月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 氏名 日本電気株式会社 熊本支店
 住所 熊本県熊本市中央区水道町8番6号
- 5 随意契約に係る契約金額
 220,550,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約の理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県警察本部告示第14号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年（2023年）12月26日

熊本県警察本部長 宮内彰久

- 1 競争入札に付する事項
 2 入札参加資格
 1 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 (1) 申請の方法
 2 入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和6年（2024年）1月17日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。
 (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請書の受付を令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月31日（熊本県の休日等を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県警察本部公告第165号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）12月26日

熊本県警察本部長 宮内彰久

- 1 競争入札に付する事項
 (1) 業務の名称
 2 借入物品及び数量
 3 借入物品に係る発注・契約担当部局
 4 借入物品に係る入札担当部局
 5 借入物品の規格、品質等
 6 契約期間
 7 借入期間
 8 納入期限
 9 納入場所

- 要求仕様書のとおり
- (10) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用し、電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者に限り、電子入札システムによる入札期間内に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を出し、熊本県の承認を受け、紙入札による入札はできない。認められる者が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、本契約業務に要する費用の総額(導入一時経費と賃借料(保守込み))とする。見積に当たっては、60月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し、た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (13) 契約金額の割合
ア 導入一時経費 100分の9.607
イ 賃借料(保守込み) 100分の90.393
- (14) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- (1) 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定される者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格の審査も受け付ける。また、入札参加資格を有して申請する場合は、本届にアからエまでの期間に合致しない場合がある。3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)1月17日(水)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本県本市区中央水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 要求仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和6年(2024年)1月17日(水)午後5時までに1(3)の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
アイ 役員等が、暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係者を有しているとき。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの積極的な協力又は関与しているとき。
エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどして、オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどして

るとき。
 ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
 ※ 役員等とは、個人である若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所その他の者をいう。
 ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席するのと、又は、暴力団員等と飲食、遊技等の交遊が継続的に行われ、指名停止等の措置を要しないこと。
 (6) 熊本県告示第811号第2条第1項の規定による指名停止の期間中

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受け、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 機能等証明書技術審査結果通知書
 イ 競争入札参加資格確認申請書
 ウ 役員等一覧
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和6年（2024年）1月29日（月）午後5時まで
- (4) 提出先
 1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 仕様等に対する質問の受付期間
 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）1月29日（月）午後5時まで受け付ける。
- (2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）2月13日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年（2024年）2月9日（金）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和6年（2024年）2月13日（火）午前10時
 (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときには、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年（2024年）2月9日（金）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れたこと。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電

子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
たなお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否

要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもつて定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもつて定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除すること。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部交通部運転免許課免許第二係（熊本県運転免許センター2階）

郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地

電話番号 096-233-0110

ファックス番号 096-233-2227

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

- 熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name of Items Leased and Quantity :
Driver's License application automatic reception machine 1set
- (2) Date and Place for tender :
Date:February 13th, 2024, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Drivers License division
Kumamoto Driver's License Center
2655, Karakawa, Kikuyo-machi, Kikuchi-gun, Kumamoto Prefecture
869-1107, Japan
Phone: 096-233-0110
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen